

## 鳥取県告示第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合西伯店  
西伯郡南部町阿賀226-1
- 2 承継により変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
変更前 丸合不動産株式会社 代表取締役 田中 肇  
米子市東福原六丁目12-40  
変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
- 3 承継があった年月日  
平成23年4月1日
- 4 承継の理由  
グループ組織再編による会社合併のため
- 5 承継に係る店舗面積  
1,581.37㎡
- 6 届出年月日  
平成23年7月13日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年8月2日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
西伯郡南部町法勝時377-1 南部町役場企画政策課